令和８年度第３回
香美市振興計画等審議会

令和８年９月 30 日

次第

1　議題１　今後のスケジュールについて

2　議題２　総論（案）について

3　議題３　基本計画（案）について

4　議題４　基本構想（案）について

【配布資料】

・審議会資料

・資料１　　総論（案）の変更一覧

・資料２　　基本計画（案）

・資料２の２　基本計画　地域別計画（案）

・資料３　　施策関連表

・資料４　　実施計画（案）

・資料５　　実施計画様式

・資料６　　地域未来戦略

・資料７　　基本構想（案）

・資料８　　まちづくりの指標

議題１　今後のスケジュールについて

日付、期間	イベント
10 月上旬	審議会を受けての最終調整
10 月 19 日～11 月 20 日	パブリックコメント実施
10 月下旬	議会報告（基本計画案の説明）
11 月下旬～12 月上旬	第４回審議会 ※状況により、終了後に答申を行う。
12 月	議会報告
12 月～１月	（第４回審議会で答申しない場合）答申
２月	議会上程
３月	議会審議

計画書全体のデザインは、パブリックコメントまでに仕上げていく予定です。

議題２　総論（案）について

追加された情報としましては、次のとおりです。

① 香美市の現状の人口へ「外国籍人口の推移」を追記しました。
② 各種計画の振り返りの最後に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「協働推進計画」「行政改革大綱」との一本化について追記しました。
③ 人口ビジョンにおける「教育の状況」へ、山田特別支援学校の学部別児童及び生徒数の情報を追記しました。

10 月以降、2025 年国勢調査の結果が順次発表されます。可能な範囲で値を更新していきます。

議題３　基本計画（案）について

（１）香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一本化について

第３次香美市振興計画は、基本計画第１章分野別計画における第２節から第６節までの施策を「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けます。

閣議決定日	計画名	期間(年度)
2014 年 12 月 27 日	まち・ひと・しごと創生総合戦略	2015～2019
2015 年 6 月 30 日	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 版)	2015～2019
2016 年 12 月 22 日	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016 版)	2016～2019
2017 年 12 月 22 日	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017 版)	2017～2019
2018 年 12 月 21 日	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018 版)	2018～2019
2019 年 12 月 20 日	第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略	◎2020～2024
2020 年 12 月 21 日	第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020 版）	2020～2024
2022 年 12 月 23 日	デジタル田園都市国家構想総合戦略	◎2023～2027
2023 年 12 月 26 日	デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 版)	2024～2027
2025 年 12 月 23 日	地方創生に関する総合戦略	◎2025～2029
2026 年 7 月 21 日	地域未来戦略	2026～2030

（２）施策の体系の修正

前回、「子育て支援の施策は、地域振興の分野へ位置付けるべき」「住宅政策に係る施策を、移住・定住推進の施策に含めるべき」とのご指摘がございましたので、施策の体系を整理し、施策が 34 から 33 となっています。

（３）「施策の評価指標」の設定と実施計画との整合性の確保について

各施策の評価指標として「施策の評価指標」を設定し、現状（2025 年値）と目標値（2030 年値）を設定しました。この評価指標の項目については、①「計測可能であること」②「実施計画の KPI とは同じ又は同種のものを設定しないこと」③「実施計画にある KPI が達成されることで成果が生まれ、その結果、基本計画の指標が達成される関係性にあること」をルールとして設定しています。

（４）各施策の関連性について

前回、「各施策の横断的な繋がりが分かるようにすべき」とのご指摘がございましたので、施策の関連表を作成し、分野別計画の冒頭に追加しました。

（５）地域別計画（案）について

前回ご説明しましたとおり、地域別の計画案を策定しました。

旧町村単位で作成するとなると、各地域の将来像の設定といったことが必要となります。

しかし、アンケートをはじめ、ワークショップなどを旧町村単位で実施していないことから、行政単独で地域の将来像を設定することは計画の基本理念とも相容れません。

また、現状の施策は、施設の立地場所の都合から、事業の実施場所が香北町地域や物部町地域で実施されるといったことあるものの、旧町村単位での制限を設けたような事業はございません。

こうしたことから、第２次香美市振興計画では、「市街地ゾーン」「田園環境ゾーン」「自然活用ゾーン」「大自然ふれあいゾーン」や「『まち』の交流拠点」「研究学園交流拠点」「『さと』の交流拠点」「『もり』の交流拠点」といった区域が設定されていましたが、人口動態や地域特性を基準に新たに４つの地域に区分し、各地域で展開する主な施策を掲載するという計画としております。

（６）今後の課題

客観的な計画の評価が難しかったことや計画の性質上、既存事業の整理は一定達成できたものの、現状分析から新しい施策、事業を立ち上げていくという取組が不十分となっています。

今回、数値目標の設定ができたことから、今後は、施策の取組成果を計画にフィードバックできる運用体制の構築と人材育成を同時に進めていく必要があります。

議題４　基本構想（案）について

基本計画（案）における施策体系の修正等を受けて、全体的に文言等を修正しました。

「まちの将来像」について、やや説明不足な部分があったため、説明を追記しました。

資料

委員名簿

項番	所属	役職等	氏名
1	高知工科大学	副学長	岩田　誠
2	高知工科大学	教授	高木　方隆
3	高知工科大学	教授	上村　浩
4	香美市農業委員会	会長	岡田　修一
5	NPO 法人　いなかみ	代表理事	近藤　純次
6	香美市防災士連絡会	会長	武内　土佐雄
7	高知県中央東福祉保健所	所長	遠近　正彦
8	香美市社会福祉協議会	会長	弘末　俊郎
9	香美市商工会	会長	三谷　勝義
10	物部森林組合	組合長	小松　律男
11	高知県産業振興推進部	地域産業振興監 （物部川地域担当）	山﨑　義道
12	香美市教育委員会	委員	正木　章彦

○香美市振興計画等審議会条例

平成１８年３月１日
条例第２９号

（設置）
第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき香美市振興計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。
(1)　香美市振興計画（以下「振興計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
(2)　振興計画及び総合戦略の目標達成度の検証に関すること。
(3)　振興計画及び総合戦略の見直しに関すること。
（組織）
第３条　審議会は、委員２０人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
(1)　市教育委員会の委員
(2)　市農業委員会の委員
(3)　市の区域内の公共的団体の役員及び職員
(4)　学識経験者
(5)　公募による者
(6)　前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
３　委員の再任は妨げない。
（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長を各１人置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　会長は、会議の議長となる。
４　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

５　委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
６　審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、地域創生課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成１８年３月１日から施行する。
（招集の特例）
２　委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき審議会は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。